

告 示

埼玉県告示第百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県幸手市中三丁目六番二十一号

株式会社 野澤不動産 代表取締役 野 澤 忠

ロ 敷地の位置

埼玉県幸手市東四丁目千二百九十五番四、五、

千三百二十三番一、二、五、七

ハ 建築物の用途

物品販売業を営む店舗、自動車修理工場

二 意見の聴取の期日

平成二十八年二月二十八日（日）

午前十時〇〇分から

三 意見の聴取の場所

埼玉県幸手市東四丁目六番八号

幸手市役所 第二庁舎 一階 第五会議室